

使用細則

「動物飼育に関する規則」

四谷御苑マンション動物飼育に関する規則

(目的)

第1 この規則は、「四谷御苑マンション」の管理組合または区分所有者(以下「管理組合等」という。)と居住者との間における動物を飼うことについての合意を前提に、「四谷御苑マンション」において動物を飼うに当たって必要な事項を定めるとともに、動物の愛護についての理解を深めることを目的とする。

(飼い主の心構え)

第2 「四谷御苑マンション」において動物を飼う居住者(以下「飼主」という。)は、次のことを常に心掛けなければならない。

- 1) 他の居住者の立場を尊重し、快適な生活環境の維持向上を図ること。
- 2) 動物の本能、習性等を理解するとともに、飼主としての責任を自覚し、動物を終生、健康的かつ適正に飼うこと。
- 3) 動物の保護及び管理に関する法律、東京都動物の保護及び管理に関する条例、狂犬病予防法等に規定する飼主の義務を守ること。

(飼主の守るべき事項)

第3 飼い主は、次に掲げる事項を守り、動物を適正に飼わなければならない。

1) 基本的な事項

- ア 動物は、自己の専有部内で飼うこと。
- イ 営業行為を目的とした動物の繁殖、及び販売等を行わないこと。
- ウ 自己の専有部分以外の共用部分(エレベーター・階段・廊下等)では、給餌・給水・排尿・排便・ブラッシング・ゲージの清掃等を行わないこと。
- エ 動物の異常な鳴き声やフン尿等から発する悪臭および抜け毛等によって、近隣に迷惑をかけないこと。
- オ 動物の習性を理解し、常に清潔に保つとともに、疾病の予防、衛生害虫の発生防止等の健康管理を行うこと。
- カ 動物には、必要な「しつけ」を行うこと。
- キ 動物には、不妊去勢手術等の繁殖制限措置を行うよう努めること。
- ク 動物による汚損、破損、傷害等が発生した場合は、その飼主の責任と負担にて破損・汚損・傷害前の状態に修復・取替えを行うこと。
- ケ 地震、火災等の非常災害時には、動物を保護するとともに、動物が他の居住者等に危害を及ぼさないよう留意すること。
- コ 動物が死亡した場合には、適切な取扱いを行うこと。

四谷御苑マンション動物飼育に関する規則

2) 他の居住者等に配慮する事項

- ア 動物の毛や羽等の手入れ、ケージの清掃等を行う場合は、必ず窓を閉めるなどして、毛や羽等の飛散を防止すること。
- イ 動物が自己の居室または指定された場所以外で万一、排尿・排便・嘔吐等を行った場合は、これらを必ず持ち帰るとともに、衛生的な後始末を行うこと。
- ウ 自己の専有部以外の共用部分では、動物に首輪・引紐等を施し、抱きかかえる、もしくはゲージ等に入れること。
(飼主は、動物に共用部分を歩かせない(走らせない)こと。)
- エ エレベーターを利用する場合は、同乗者に迷惑のかからないよう配慮すること。
- オ 動物が専有部分以外を徘徊すること(脱走等)がないよう、ドア・窓の開け閉め・戸締りには十分注意すること。

(飼主の会)

第4 動物の飼主は、管理組合の指導の下に、「飼主の会」を設ける。

- 1) 「飼主の会」は、動物飼育関係担当 理事を代表者とし、飼主全員及びその他の入会を希望する居住者で構成するものとする。
- 2) 「飼主の会」の役割は、次のとおりとする。
 - ア 会員相互の友好を深めるとともに、動物の正しい飼い方に関する知識を広めるよう努めること。
 - イ 会員以外の居住者及び近隣住民にも、動物と暮らすことへの理解を深めてもらうよう努めること。
 - ウ 住宅内の共有施設や住宅周辺的环境及び衛生の保持に努めること。
 - エ 動物を飼おうとする居住者の相談窓口となること。
 - オ 飼主が自ら解決することが困難な問題が生じた場合には、その飼主ともに適切な解決を図ること。
 - カ この規程に違反した飼主に対し、適切な飼い方等を指導すること。
 - キ 管理組合等に対し、会の組織及び運営状況について適宜報告すること。
 - ク 万一、共用部分にて動物の排泄物を発見した場合は、自己が飼っている動物のものでなくとも、清掃を行うこと。

(居住者の理解)

第5 居住者は、動物の愛護について理解し、人と動物が共生できる快適な生活環境づくりに協力するものとする。

四谷御苑マンション動物飼育に関する規則

(飼うことのできる動物の種類および重量規定)

第6 居住者が飼うことのできる動物の種類は、「[別表1] 飼育可能な動物の種類および数量規定」のとおりとする。尚、法律・条例等にて飼育を禁止されているもの、伝染病に感染しているもの、毒物を有するもの、および肛門線(臭腺)を有するものは、飼育してはならない。

(飼うことのできる動物の数)

第7 居住者が飼うことのできる一世帯当たりの動物の数は、「[別表1] 飼育可能な動物の種類および数量規定」のとおりとする。複数の種類の動物を飼う場合の数は、第3項に定める規則および管理を遵守できる範囲に留めること。

(居住者の行う手続)

第8 居住者は、管理組合等に対して、次に掲げる手続を行わなければならない。

管理組合は、これを受け、「[添付2] 管理組合における手続き方法」にもとづき、飼育可否の検討、動物飼育に関する決定通知書の発行等の手続きを行うこととする。

- 1) 動物を飼う場合は、別に定める書式「[様式1] 動物飼育届兼誓約書」を事前に管理組合に提出し、「[様式2] 動物飼育に関する決定通知書」にて管理組合の承認を受領後に飼育を開始すること。
- 2) 犬を飼う場合は、1)の手続を経た後、速やかに狂犬病予防法第4条に規定する登録及び同法第5条に規定する予防注射を行った旨の証明書のコピーを提示すること。
- 3) 飼主が継続してペットを飼育することに支障が出た場合、およびペットが死亡した場合は、飼育者の責任と負担において適切な処置(保健所への届出等)を行うこと。また、その場合は管理組合へ別に定める書式「[様式3] 動物飼育終了届」にて飼育終了を届け出ること。ただし、犬・猫以外については、飼育終了の届出は不要とする。

第9 飼主は、管理組合が飼育承認と共に発行する標識ラベル(添付1参照。¥100/枚、1戸あたり1枚 必要。)を動物飼育開始までに購入し、他の居住者等が見やすい場所(ドア等)に掲示しておかなければならない。また、標識ラベルが経年劣化等により剥離し、貼付けができなくなった場合や紛失した場合は、飼主の負担にて新しい標識ラベルを購入しなければならない。

四谷御苑マンション動物飼育に関する規則

(盲導犬等に対する配慮)

第10 居住者が、盲導犬、聴導犬、介護(助)犬等の動物(以下「盲導犬等」という。)を必要とする場合においては、管理組合等及び他の居住者は、その動物の必要性に十分配慮するものとする。

1) 盲導犬等については、次に掲げる項目の適用を除外する。

ア 第3(飼い主の守るべき事項)の2)のウ

イ 第6(飼うことのできる動物の種類)

(病気等感染の際の処置)

第11 動物が病気等に感染した場合および怪我等を負った場合には、飼主の責任と負担にて、すみやかに治療を施さねばならない。また、伝染性の病気等に感染していることが懸念される場合には、専門医療機関にて健康診断および治療を受けた上で、すみやかに隔離し伝染を防がねばならない。尚、管理組合等は必要に応じ、この健康診断および治療結果を求めることができ、飼主は、これを書面にて提示しなければならない。

(飼主に対する指導、禁止等)

第12 飼主が、本規則に違反し、他の居住者および近隣住民に迷惑や危害を与えた場合で、飼主の会が指導を行ったにもかかわらず解決が図られないときは、管理組合等または、その代行者が、その飼主を注意・指導・勧告を行うことができる。また、その際は、管理組合等が必要に応じて飼主の住居に立ち入ることができることとする。

1) 管理組合等が、度重なる指導を行ったにもかかわらず、問題が解決されない場合は、管理組合等は、その飼主に対し、全ての動物を飼うことを禁止することができる。

2) 動物を飼うことを禁止された飼い主は、新たな飼主を探すなど、速やかに適切な措置をとらなければならない。尚、本内容を遵守できない場合には、居住者も動物とともに、すみやかに退去しなければならない。

四谷御苑マンション動物飼育に関する規則

(管理組合等の業務代行)

第13 管理代行会社「藤和コミュニティ(株)」は、管理組合からの指示により、次に掲げる項目について管理組合等の業務を代行することができる。

- 1) 第 8 項のうち、「動物飼育届兼誓約書」および「動物飼育終了届」の管理。
- 2) 第 9 項のうち、動物の標識ラベルの作成・発行。
- 3) 第 12 項のうち、本規則違反者への注意・指導・勧告。

(規則の発効)

第14 本規則は、2005 年 2 月 1 日から効力を発する。

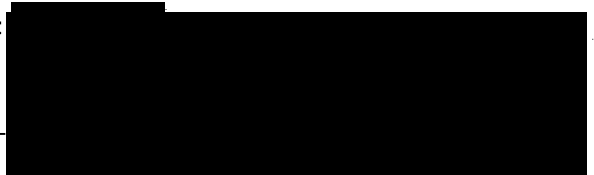
(既飼育動物への種類・数量の特例)

第15 2005 年 2 月 1 日現在にて本細則にて定める種類以外の動物を飼育している場合、および既に数量規定を超えて飼育している場合には、その動物 当代に限り、特例として飼育を許可する。尚、妊娠中で、出産の可能性がある場合は、子供の引取先を早急に探し、数量規定を遵守できるよう調整を行うこと。また、本特例が適用された動物の飼育においても、本規則を遵守すること。

(細則制定署名人)

第16 下記に捺印する第20期理事を本細則の署名人とする。

理事長



副理事長



副理事長



〔別表1〕 飼育可能な動物の種類および数量規定

飼育可能な動物の種類および数量規定を下記に定める。

第8項に定めるとおり、動物飼育の際には、別に定める書式「動物飼育届兼誓約書」を事前に管理組合に提出し、管理組合の承認受領後に飼育を開始すること。

種類	体重(体長)規定 (1匹あたり)	数量規定	備考
犬・猫	成熟後 標準体重 15kg 未満	2匹まで	
小鳥	成熟後 標準体重 200 g 未満	4羽まで (但し合計重量 500g 未満迄)	九官鳥程度まで
ウサギ類	成熟後 標準体重 1 kg 未満	2羽まで	
リス・ネズミ類	成熟後 標準体重 2 kg 未満	3匹まで (但し合計重量 3kg 未満迄)	ハムスターを含む。 最大プレイリードック 程度まで
爬虫類	成熟後 標準体重 4 kg 未満であり 体長 100cm 未満	2匹まで (但し合計重量 5kg 未満迄)	イグアナ程度まで
観賞魚類	所持する水槽 全ての3辺(幅・奥行・高さ)合計寸法は 合計 200cm 以内とすること。		「注1」参照。
その他	管理組合にて審議の上、決定とする。		キツネ・タヌキ・ ミニブタ等

※法律・条例等にて飼育を禁止されているもの、伝染病に感染しているもの、毒物を有するもの、および肛門線(臭腺)を有するものは、飼育してはならない。

注1：〔例1〕 飼育可能な例

次のような場合は、水槽全ての3辺合計は 195cm となるため飼育可である。

60cm x 30cm x 45cm (3辺 合計 135cm) 水槽1個

20cm x 20cm x 20cm (3辺 合計 60cm) 水槽1個

〔例2〕 飼育不可能な例

次のような場合は、水槽全ての3辺合計が 200cm を超過するため飼育不可である。

60cm x 30cm x 45cm (3辺 合計 135cm) 水槽2個 (合計 270cm)

〔添付1〕 動物飼育 標識ラベル様式

管理組合が飼育承認と共に発行する標識ラベルは下記様式とする。

(添付1参照。¥100/枚, 1戸あたり1枚 必要。)

飼主は飼育開始までに、この標識ラベルを購入するとともに、他の居住者等が見やすい場所(ドア等)に掲示しておかなければならない。また、標識ラベルが経年劣化等により剥離し、貼付けができなくなった場合および紛失した場合は、飼主の負担にて新しい標識ラベルを購入しなければならない。

管理組合にて登録 No.を記載。

管理組合にて部屋 No.を記載。

管理組合にて飼主氏名.を記載。

管理組合にて登録日.を記載。

(西暦年 月 日)

〔添付2〕 管理組合における手続き方法

「〔様式1〕 動物飼育申請書 兼 誓約書」(以下 申請書という)または、「〔様式3〕 動物飼育終了届」(以下 終了届という)を受領した後の管理組合側における手続き方法について、下記の通り定める。

1. 管理人が、1階 管理組合ポストから申請書または、終了届を回収。
必要事項が全て記載されているか確認し、もし記載不備等があれば申請者へ差し戻す。

2. 管理組合(動物飼育担当理事)にて、飼育可否を判断する。

(終了届の場合は、項目3の手続きに進む。)

＜飼育不可の場合＞

→ 管理組合が、「〔様式2〕 動物飼育に関する決定通知書」(以下 通知書という)にて飼育不可理由を記載した上で、申請者へ通知する。

(飼育不可の場合の手続きは、これにて終了。)

＜飼育可の場合＞

→ 管理組合(動物飼育担当理事)にて、飼育可の旨を記載した通知書を作成する。これをもとに管理人が、申請書と通知書を管理代行会社へ送付する。(取り急ぎ FAX とし、正式版は別途 管理代行会社へ渡す。)

3. 管理代行会社にて、申請書と通知書または終了届の内容を台帳に記載の上、管理する。(台帳は、「〔様式4〕 四谷御苑マンション 動物飼主 管理台帳」にて運営。)

また、台帳にて登録番号を採番し、管理人へ連絡する。

(終了届の場合の手続きは、これにて終了。)

4. 管理人にて、管理代行会社からの連絡にもとづき、動物飼育標識ラベルに必要事項(登録 No.、部屋 No.、飼主氏名、登録日)を全て記載し、このラベルとともに、通知書を飼主へ発行する。(ラベル代金 ¥100/枚 回収要。)尚、既にラベルを所持している者へは、ラベルを発行しないものとする。

(飼育可の場合の手続きは、これにて終了。)

※申請書、通知書、終了届、台帳の管理について

原本は、管理代行会社が管理する。、

台帳に関しては、変更が発生した場合、管理代行会社が、管理人へ適宜送付することとする。(管理組合は、この台帳のコピーのみ保管すること。)

～ 以上 ～

[様式1] 動物飼育申請書 兼 誓約書

四谷御苑マンション管理組合理事長 殿

私は、「四谷御苑マンション動物飼育に関する規則」に基づき、動物飼育申請書を提出するとともに、本規則を遵守することを誓約いたします。

(※本紙必要事項を記載の上、封書にて1階 管理組合用ポストへ1部 投函下さい。)

申請日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

部屋番号 : _____

氏 名 : _____ (印)

電話番号 : _____

メール : _____

・申請者が占有者(賃貸等)の場合は区分所有者の承諾が必要です。

(区分所有者にて下記記載・署名下さい。)

許可日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

氏 名 : _____ (印)

電話番号 : _____

メール : _____

・飼育する動物について記載下さい。

1匹あたりの体重が、1 kg 以上の場合は、1匹毎にL判サイズの写真が必要ですので添付下さい。

1 kg 未満の動物については、下記の記載のみとします。(まとめて記載してよい。)

また、観賞魚に関しては、種類名(例:熱帯魚, 金魚など)の記載のみで結構です。

種類名 : _____

年齢 : _____

数量 : _____

特徴(色等) : _____

鑑札番号(犬): _____

[様式2] 動物飼育に関する決定通知書

____ 号室 _____ 様

四谷御苑マンション管理組合

理事長 _____ 印

西暦 ____ 年 ____ 月 ____ 日付にて貴殿から承認申請ありました動物の飼育について下記の通り決定致しましたので、通知致します。

1. 申請の通り飼育を承認します。
2. 申請については、次の条件下にて承認します。
3. 申請については、次の理由により承認することはできません

[承認条件・承認不可理由記載欄]

～以上～

[様式3] 動物飼育終了届

四谷御苑マンション管理組合理事長 殿

私は、「四谷御苑マンション動物飼育に関する規則」に基づき、動物飼育完了届提出致します。

申請日 : 年 月 日

部屋番号 : _____

氏 名 : _____ (印)

電話番号 : _____

メール : _____

- ・飼育が完了した動物について記載下さい。
(犬・猫以外については、本届出は不要です。)

種類名 : _____

年齢 : _____

数量 : _____

特徴(色等) : _____

鑑札番号(犬): _____

～以上～

登録 No.	登録日		部屋No.	飼主 氏名	動物種別	飼育動物 具体種名	鑑札番号 (犬等 存在する場合)	動物 写真No.	飼育許可条件	備考	飼育終了日	
	西暦	月 日									西暦	月 日
例1	2005	2 1	123	四谷 太郎	犬	ミニチュアダックスフント	12345678	1	特に無し	毛はクリーム色。	2005	2 2
例2	2005	3 1	456	御苑 花子	ミニブタ	スティービーワンダー	無し	2	犬・猫と同様に成長後 標準体重15kg未満のものに限る。	毛は黒。	2006	1 1
例3	2005	3 1	789	管理 組合子	蛇	〇〇スネーク	無し	2	全長1m以内で毒性が無いものに限る。蛇を嫌がる居住者もいるため脱走には十分注意すること。		2006	1 1
001												
002												
003												
004												
005												
006												
007												
008												
009												
010												
011												
012												